

新生「会社法」と 内部統制システム

制度調査部
横山 淳

会社法制現代化より - 11

【要約】

商法等を大幅に改正する会社法が2005年6月に可決・成立した。施行は来年5月が見込まれている。

会社法では、委員会設置会社以外の会社であっても、「大会社」に該当すれば内部統制システムの基本方針を定めることが義務付けられる。

ここでは、寄せられた質問などを基に、Q & A形式で簡単な解説をする。

【目次】

- Q 1：新生「会社法」で内部統制システムが義務付けられるというのは本当か？
- Q 2：大会社に該当しなければ、内部統制システムを定める必要はないのか？
- Q 3：新生「会社法」で求められる内部統制システムの基本方針とは何か？
- Q 4：現行商法でも、委員会等設置会社については内部統制システムの整備が求められているのか？
- Q 5：会社が決定した内部統制システムの基本方針は、どのような形で開示されるのか？

はじめに

商法等を大幅に改正する「会社法」が、2005年6月29日に可決・成立した。その主要部分は、来年5月頃の施行が見込まれている¹。

新生会社法では、株式会社の内部統制システムに関する規定が設けられている。それに伴い当制度調査部にも、会社法における内部統制システムに関する質問が寄せられている。

現時点では、法務省令などが未だ明らかになっていないため、細目については未確定の部分も多い。本稿では、現時点で法律（会社法）レベルで明らかになっている部分を中心に、制度調査部に寄せられた質問に基づいてQ & A形式で解説を行う。

¹ 法律上は「公布の日（2005年7月26日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」が施行日とされている。現時点では、施行日を正式に定める政令は未だ公布されていないが、法務省の担当官は、2006年5月を目途としていることを明らかにしている（相澤哲（法務省大臣官房参事官）「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）p.283）。

Q 1 : 新生「会社法」で内部統制システムが義務付けられるというのは本当か？**A 1 大会社について、内部統制システムの基本方針の策定が義務付けられる。**

会社法では、次の事項を、取締役会を設置している会社については取締役会、取締役会を設置していない会社の場合は取締役の権限として定めている（会社法 348 六、362 六）。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の執行の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

加えて、会社法上の「大会社」については、上記の事項（内部統制システムの基本方針）を決定しなければならないと定めている（会社法 348 、362 ）。つまり、「大会社」については、内部統制システムの基本方針の策定が、会社法により義務付けられることとなるのである。

会社法上の「大会社」の範囲は、現在の商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）と同じである。具体的には、次の通りである（会社法 2 、商法特例法 1 の 2 ）。

資本金 5 億円以上 又は
負債総額 200 億円以上

なお、委員会設置会社については、会社の規模に関わらず、内部統制システムの基本方針の決定が義務付けられている（会社法 416 ）。

Q 2 : 大会社に該当しなければ、内部統制システムを定める必要はないのか？**A 2 委員会設置会社は、常に内部統制システムの基本方針の決定が義務付けられる。**

委員会設置会社以外の会社の場合、会社法上は、大会社のみが義務付けられる。

ただし、大会社以外の会社でも他の法律などによって内部統制システムの整備が求められる場合はあり得る。

委員会設置会社については、常に内部統制システムの基本方針の決定が義務付けられている（会社法 416 ）。

委員会設置会社以外の会社の場合、会社法上、内部統制システムの基本方針の決定が義務付けられるのは、「大会社」のみである。つまり、それ以外の会社については、内部統制システムを定める会社法上の義務はない。

「大会社」のみに対して、内部統制システムの基本方針の決定義務が課された理由として、法務省の担当官は「大会社については、その活動が社会に与える影響が大きいことから、適正なガバナンスの確保が特に重要であると考えられる」²ため、と説明している。

² 相澤哲（法務省大臣官房参事官）「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）p.128-129

なお、ここで「大会社」のみに対して、内部統制システムの基本方針の決定義務が課されているというのは、あくまでも会社法上の話である。上場会社等については、「大会社」に該当しない場合であっても、開示府令（企業内容等の開示に関する内閣府令）や取引所ルールに基づいて、内部統制システムの整備が、直接的あるいは間接的に求められている場合がある。

例えば、財務報告や適時開示に関する内部統制システムの整備を求める府令・規則として、次のようなものがある。

「有価証券報告書等の記載内容が適正であることを確認する書類」³（開示府令 17）

- 「確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容」が記載項目として例示されている。
- 現時点では、提出が任意とされている。

「有価証券報告書 コーポレート・ガバナンスの状況」（開示府令第 3 号様式）

- 有価証券報告書に、コーポレート・ガバナンスの状況として、内部統制システムの整備の状況などを、具体的に、かつ、分かりやすく記載・開示することが求められている。

「宣誓書」「確認書」（東証「適時開示規則」4 の 4、10 など）

- 適時開示に関する「宣誓書」と共に、適時開示に係る社内体制の状況を記載した添付書類を提出
- 有価証券報告書等の適正性に関する「確認書」に、代表者が確認した内容を記載

「決算短信 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」（東証「適時開示規則」2 ）

- 決算短信に、コーポレート・ガバナンスの実施状況として、内部統制の仕組み（模式図及びその概要説明）などを記載・開示することが要請されている。

Q 3 : : 新生「会社法」で求められる内部統制システムの基本方針とは何か？

A 3 : 法務省令に委任されており、現時点では明らかではない。

現在、委員会等設置会社に対して求められている内部統制システム整備に関する事項などを参考として、今後、法務省令が定められる予定のようだ。

会社法では「内部統制システム」について、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の執行の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」と定めている。

「内部統制システム」について、会社法では「法令・定款遵守」と「業務執行の適正確保」という二つのキーワードが示されている。しかし、その具体的な内容は、法務省令に委任されており、現時点では明らかではない。

³ なお、企業会計審議会が 2005 年 7 月 13 日に「財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」を公表している。詳細は、吉井一洋「内部統制評価・監査基準案」（2005 年 7 月 15 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

ただ、現行法でも、委員会等設置会社については、内部統制システムの整備が義務付けられており、取締役会で決定すべき事項も法務省令（商法施行規則 193）で定められている（Q 4 参照）。国会審議での法務副大臣の答弁などによれば、こうした現行の委員会等設置会社に関する規定などを参考にして、法務省令を制定することが予定されているようだ⁴。

なお、新しい会社法のための法務省令は、法務省では年内の公布を目指しているようである⁵。

Q 4 : 現行商法でも、委員会等設置会社については内部統制システムの整備が求められているのか？

A 4 : 現行の商法特例法によって、委員会等設置会社については既に内部統制システムの整備が義務付けられている。

現行の商法特例法では、委員会等設置会社に対して、取締役会で次の事項を決定することを求めている（商法特例法 21 の 7）

経営の基本方針

監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項

執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互関係に関する事項

（執行役の取締役会招集請求について）取締役会の招集の請求を受ける取締役

これらのうち「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」が、いわゆる内部統制システムに関する事項と理解されている。具体的な内容は、商法施行規則によって次のように定められている（商法施行規則 193）。

監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

前記 の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

⁴ 2005 年 5 月 10 日衆議院法務委員会における滝実法務副大臣の近藤洋介委員（民主党）に対する答弁（衆議院ホームページ、http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm など参照）。また、法務省の担当官も同様の見解を示している（江頭憲治郎・相澤哲・武井一浩・森本滋・藤井孝司・永井智亮「座談会 「会社法」制定までの経緯と新会社法の読み方」（商事法務 No.1739）p.17 の相澤発言）。

⁵ 江頭憲治郎・相澤哲・武井一浩・森本滋・藤井孝司・永井智亮「座談会 「会社法」制定までの経緯と新会社法の読み方」（商事法務 No.1739）p.33 の相澤発言。

前述の通り、新しい会社法での「内部統制システムの基本方針」も、現行の委員会等設置会社に対するこうした規定を参考に、法務省令で定めることが予定されているようである（前出Q3参照）。

なお、現行の商法施行規則では、上記 ~ のように、委員会等設置会社の取締役会が内部統制システムに関して決定すべき事項を列挙しているのみである。各事項について、具体的に、どの程度の水準の体制を整備すべきかについては明記していない。

これは、内部統制システムの具体的な内容は、実務慣行によって定まるべきものであり、法令で規制すべきものではない、という考え方に基づくものである。新しい会社法の下でも、基本的にこうしたスタンスが維持されるものと考えられている⁶。

Q5：会社が決定した内部統制システムの基本方針は、どのような形で開示されるのか？

A5： 事業報告書（現行の営業報告書に相当）での開示が予定されているようだ。

現行の委員会等設置会社については、決定した内部統制システムに関する事項を、営業報告書に記載することが求められている（商法施行規則104）。

今回の会社法の基となった法制審議会による「会社法制の現代化に関する要綱案」⁷や、国会での法務大臣答弁⁸によれば、会社法に基づく「内部統制システムの基本方針」についても、事業報告書（現行の営業報告書に相当）での開示を予定しているようだ。

⁶ 江頭憲治郎「会社法制の現代化に関する要綱案の解説〔 〕」（商事法務 No.1722）p.13 など。なお、江頭憲治郎・相澤哲・武井一浩・森本滋・藤井孝司・永井智亮「座談会 「会社法」制定までの経緯と新会社法の読み方」（商事法務 No.1739）p.16 の相澤発言も同趣旨。

⁷ 江頭憲治郎「会社法制の現代化に関する要綱案の解説〔 〕」（商事法務 No.1722）p.13 など。

⁸ 2005年4月26日衆議院法務委員会における南野知恵子法務大臣の答弁（衆議院ホームページ、http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm など参照）。